

2019年10月1日

- 消費税率 10%
- 軽減税率導入

8%? 10%? ...



※請求書等に 8%・10%
の区分記載要

2023年3月31日までに

- 登録事業者になるため
登録申請書の提出
- 免税事業者は課税事業
者の選択を検討

2023年10月1日

- 適格請求書等保存方式
 - ・ 登録番号の記載必要
 - ・ 消費税額の記載必要



※2029年までは
一部経過措置あり

税率 10%・軽減税率だけではない消費税の改正

2019年10月より消費税が10%となり、これに伴い軽減税率制度の導入が行われることは皆様ご承知のことと思います。混乱が予想される今回の消費税制度改正ですが、今後、事業に大きく関わる可能性のある改正も待ち構えています。そこで今回は、現在導入がほぼ決まっている将来の消費税の制度改正についてご紹介いたします。

飲食店以外でも請求書・領収書等の様式変更が必要

今回の10%増税に伴い、請求書や領収書には、消費税が8%となるもの・10%となるものの区分記載が必要となります。飲食店など区分記載が必要な事業者は既に導入に向けて動いているところが多いですが、今後は飲食店以外でも様式の変更が求められることとなります。

2023年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。簡単に言うと、請求書等に追加で記載すべき事項が増え、この記載事項がないと、いくら請求書等を保存していても支払った消費税と認められず、納税する消費税が増えてしまうこととなります。

ここでいう追加で記載すべき事項とは、『請求書等を発行した事業者の登録番号』と『消費税額』となりますので、こちらが記載できるよう、現在の請求書や領収書の様式変更を2023年までに検討しないといけません。

免税事業者も他人事ではない？

前述しましたように、インボイス制度は『登録番号』の記載がないと、購入した事業者は支払った消費税を認められませんが、

この『登録番号』は消費税を納税している課税事業者しか登録できないため、免税事業者は『登録番号』を記載することができません。消費税を納税していない免税事業者にとっては、一見すると関係のないことのように思えますが、購入側からすると課税事業者に支払いをしないと、支払った消費税を認められず納税額が増えることとなるため、いやおうなく課税事業者からの購入を選択することになるでしょう。そうなると、免税事業者の売上には大きな影響が及ぶこととなり、課税売上高に関係なく課税事業者を選択し、消費税を納めることも増えてきそうです。

今まで消費者から預かって納めていなかった消費税（いわゆる益税）を納めるようになるだけ、という話なのですが、税率が10%となると影響は大きく資金繰り等の見直しは必須です。まだ少し時間的な猶予はありますので、弊所担当者と将来の予測・相談をしながら、今後の改正に向けてご準備を進めていくようお願いいたします。（文責 橋本 明日香）

